

特別保護樹木・樹林の補助制度の拡充について

区が指定する特別保護樹木・樹林を将来にわたって保全し続けるため、補助制度を拡充し、維持管理に要する費用の補助額を増額します。

1 背景

区は、「港区みどりを守る条例」第7条に基づき、区が定める基準に該当する樹木について、保護樹木・樹林（以下「保護樹木等」という。）として指定するものとしており、さらに、保護樹木等の中でも、区のみどりの象徴としてふさわしいと認めるものについては、同条例第15条に基づき、特別保護樹木等として指定するものとしています。

2 現状

保護樹木等の所有者や、学識経験者から、特別保護樹木等に対する現状の補助額が、剪定や土壌改良といった管理に要する費用に見合っていないという意見があり、実状を確認したところ、管理上、貴重な樹木として保護し続けるという本来の目的を果たすことが困難な状態であることを確認しました。

そのため、特別保護樹木等の指定拡大に向けて、剪定や土壌改良等の作業にかかる費用の実態を踏まえた補助制度の拡充が必要です。

3 補助内容等

	拡充前	拡充後
特別保護樹木 (1本当たり)	15,000円(1年度毎)	落ち葉清掃、水やり、施肥、病虫害の防除など、日常的な管理として実施する作業に該当するもの ⇒15,000円(1年度毎)
		剪定、土壌改良、支柱設置など、事業者が発注して実施する作業に該当するもの ⇒要した経費の2分の1の額(3年度毎) 上限額 350,000円

	拡充前	拡充後
特別保護樹林 (1件当たり)	200 m ² ～1,000 m ² : 80,000 円 1,000 m ² ～2,000 m ² : 100,000 円 2,000 m ² ～3,000 m ² : 120,000 円 3,000 m ² ～ : 140,000 円 (1年度毎)	落ち葉清掃、水やり、施肥、病虫害の防除など、日常的な管理として実施する作業に該当するもの ⇒ 200 m ² ～1,000 m ² : 80,000 円 1,000 m ² ～2,000 m ² : 100,000 円 2,000 m ² ～3,000 m ² : 120,000 円 3,000 m ² ～ : 140,000 円 (1年度毎)
		剪定、土壌改良、支柱設置など、事業者に発注して実施する作業に該当するもの ⇒要した経費の2分の1の額(3年度毎) 上限額は以下のとおり 200 m ² ～1,000 m ² : 150,000 円 1,000 m ² ～2,000 m ² : 350,000 円 2,000 m ² ～3,000 m ² : 600,000 円 3,000 m ² ～ : 750,000 円

4 今後のスケジュール (予定)

令和8年4月1日 特別保護樹木等に関する補助金の拡充